

五監公告第6号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年3月26日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

地域振興課

3. 監査の期間

平成30年10月30日～平成30年11月28日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
村松支所職員駐車場については、合併以前より民有地約4,000㎡を借上げしている。支所職員の人員現有数等を考慮し、借地面積の見直しが必要と考える。未整備の村松保健センター隣接地の土地開発基金駐車場用地の有効利用とあわせ、関係課も含め検討されたい。	村松支所職員駐車場の借地面積の見直しにつきましては、近隣公共施設の駐車場利用状況の調査や村松保健センター隣接地の土地開発基金用地の有効的な利用方法などにあわせ、関係課と協議を行い、検討してまいります。